

介護保険施設における食費・居住費の負担軽減について

【介護保険負担限度額認定制度】

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)やショートステイを利用する方の食費・居住費(滞在費)は、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・居住費(滞在費)の負担軽減を受けることができます。

【認定基準】

利用者負担段階	所得要件 (収入・課税状況)	預貯金等資産要件	
		令和3年7月 まで	令和3年8月 から
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員※が住民税非課税の方	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
第2段階	・世帯全員※が住民税非課税で、課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階①	・世帯全員※が住民税非課税で、課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方		単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階② (令和3年8月から)	・世帯全員※が住民税非課税で、課税・非課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方		単身500万円以下 夫婦1,500万円以下

※世帯分離している配偶者も含まれます。また、配偶者には内縁関係のものも含まれます。

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であれば支給対象となります。

【手続きに必要な書類】

- ①普通・定期預金の通帳の写し(所持しているもの全て)
- ②有価証券がある場合、証券会社や銀行の口座残高の写し
- ③投資信託をしている場合、銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し

お問い合わせ: 平取町保健福祉課介護保険係 ☎01457-4-6114

【利用者負担段階と負担限度額】

利用者負担段階	負担限度額(1日当たり)							
	令和3年7月まで					令和3年8月から		
	居住費				食費	居住費	食費	
	介護保険施設・ショートステイ共通 ※()内の金額は介護老人福祉施設、 ショートステイの負担限度額						介護保険施設	ショートステイ
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室				
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	変更なし	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円		390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円		650円	1,000円
第3段階② (令和3年8月から)							1,360円	1,300円

【負担段階判定の流れ】

